

# 平成31年度青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1 県は、産地直売所（以下「産直」という。）を地産地消の拠点として持続的に発展させ、地域の人口減少や高齢化に対応した新たな事業に取り組む産直を育成することにより地域活性化を図るため、産直の運営団体等が行う買い物利便性向上につながる取組に要する経費について、平成31年度予算の範囲内において、当該運営団体等に対し、青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 産直の運営団体
- (2) 産直に農林水産物を出荷する生産者により組織する団体
- (3) 産直等により構成する地域おこし団体

## (補助事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者施設等への出張販売や移動販売に関する事業
- (2) 高齢者向けの売場づくりに関する事業
- (3) その他知事が必要と認める事業

## (補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

## (申請書等)

第5 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 組織及び運営に関する規約並びに当該年度収支予算書及び前年度収支決算書等の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

## (補助金の交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費について、補助対象経費の30パーセントを超える増減及び補助金の増を伴う変更をする場合は、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事

に提出してその承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した10万円以上の財産について財産管理台帳（第4号様式）その他関係書類を第12に規定する期間整備保管すること。
- (6) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、当該収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (7) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを平成32（2020）年4月1日から5年間保管しておくこと。

（申請の取下げの期日）

第7 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第9 補助金の請求は、補助金請求書（第5号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第10 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日又は平成32（2020）年4月10日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第6号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実施報告書（第2号様式）
- (2) 財産管理台帳（第4号様式）の写し
- (3) 知事が必要と認める書類

（処分の制限を受ける財産）

第11 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加価額が1件50万円以上の機械及び器具とする。

（処分の制限を受ける期間）

第12 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数

を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

別表（第4関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>地域の人口減少や高齢化に対応し、産直の買い物利便性向上につながる新たな事業に取り組むために要する次に掲げる経費</p> <p>旅費 打合せ等に係る旅費</p> <p>需用費 消耗品費、車椅子やショッピングカート等の高齢者の買い物利便性向上のための物品購入費、燃料費、印刷製本費</p> <p>役務費 切手代、送料、手数料、広告宣伝費</p> <p>委託料 段差の解消、手すりの設置、車両を出張販売や移動販売に対応させるための改装等の外部委託に要する経費</p> <p>借上料 会場借上料、備品レンタル料</p> <p>その他知事が特に必要と認める経費</p>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額又は300千円のいずれか低い額以内の額</p>

青森県知事 殿

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

平成31年度青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業費補助金  
交付申請書

平成31年度において実施する青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

事業に要する経費 金 円

補助対象経費 金 円

補助金交付申請額 金 円

2 事業の内容等

事業実施計画書（第2号様式）のとおり

### 3 収支予算

#### (1) 収入の部

区 分	予算額 (円)	備 考
県補助金		
自己資金		
そ の 他		
合 計		

(注) 備考欄には、「自己資金」については調達方法又は制度資金等を利用する場合の資金名・額等を、「その他」についてはその内容を、具体的に記載すること。

#### (2) 支出の部

区 分	予 算 額 (円)	負担区分 (円)			備 考
		県補助金 (円)	自己資金 (円)	その他 (円)	
合 計					

4 事業完了予定年月日

年 月 日

第2号様式（第5、第10関係）

平成31年度青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業  
実施計画（報告）書

1 事業を実施する団体の概要

団体の名称		設立年月日 年 月 日
団体の代表者		組織人数 名
所在地等連絡先	所在地（〒 — ）	
	TEL	FAX

2 事業計画（実績）の概要

(1) 内容

事業の動機・背景・目的	
事業の目標	
事業の内容、方法、場所（実績、成果、課題）等	
地元市町村による連携した取組の内容	※事前に地元市町村に確認した上で記載する。
実施予定（実施）期間	年 月 日から 年 月 日まで

※ 事業の内容、実施方法、場所等のわかりやすい資料があれば添付する。

(2) 事業実施に要する資金の調達計画（実績）

項目	調達先	金額(円)	備考
県補助金	青森県		
自己資金			
その他借入金等			
合計			

※ 資金の調達実績が、調達計画と異なる場合は、異なる部分を2段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。

(3) 事業予定（実績）額の内訳

項目	内容	単価(円)	数量	計(円)
①旅費				
	小計			
②需用費				
	小計			
③役務費				
	小計			
④委託料				
	小計			
⑤借上料				
	小計			



⑥その他経費				
	小 計			
合 計				

※1 単価、金額は、消費税込の金額を記入する。

※2 欄が足りない場合は、適宜追加する。

※3 事業実績額が事業予定額と異なる場合は、異なる部分を2段書きにし、変更前を上段に括弧書きする。

青森県知事 殿

所在地  
補助事業者 名称  
代表者氏名 印

平成31年度青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業  
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け青総販第 号で補助金の交付決定の通知を受けた  
平成31年度青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、平成31年度青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業費補助金交付要綱第6第1号（第2号）の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

（注）以下第1号様式及び事業実施計画書（第2号様式）の例により作成するものとし、

- ① 変更の場合は、補助金の交付決定により通知された事業の内容等及び収支予算と変更後の事業の内容等及び収支予算とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。
- ② 中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の年月日並びにその時点における事業の内容等及び収支予算を記載すること。

第4号様式（第6、第10関係）

## 財産管理台帳

事業名 平成31年度青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業  
事業実施主体名

取得（改良）した財産の内容				経費の負担区分			処分制限期間		処分の状況		備考
名称	規格、 数量、 設置場所等	取得 （改良） 年月日	取得 （改良） 金額	県補助金 （補助率）	自己資金	その他	耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
			円	円	円	円					

青森県知事 殿

所在地  
補助事業者 名称  
代表者氏名 印

平成31年度青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業費  
補助金請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け青総販第 号で交付決定の通知を受けた平成31年度青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業費補助金として、上記の金額を請求します。

振 込 先	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義	

※「金融機関名」は、支店（出張所）等まで記載する。  
「口座番号」は、「普通」、「当座」等の区分も記載する。

青森県知事 殿

所在地  
補助事業者 名称  
代表者氏名 印

平成31年度青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業  
完了（廃止）実績報告書

年 月 日付け青総販第 号で補助金の交付決定の通知を受けた  
平成31年度青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業が完了（を廃止）  
したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添え  
て下記のとおり報告します。

記

1 事業に要した経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

事業に要した経費 金 円

補助対象経費 金 円

補助金交付申請額 金 円

2 事業の内容等

事業実施報告書（第2号様式）のとおり

